

2024年度助成募集要項

I. 助成プログラム

1. 調査研究助成
2. 目的型調査研究・諸活動助成
3. 国際会議開催助成
4. 社会的・文化的諸活動助成

II. 募集期間

1. 調査研究助成 2. 目的型調査研究・諸活動助成 3. 国際会議開催助成
2023年7月3日(月)～7月14日(金) 17:00必着
4. 社会的・文化的諸活動助成
2023年7月17日(月)～7月28日(金) 17:00必着

<注意>

*厳守

*修正後再提出の場合は、修正済申請書が上記~~厳守~~までに提出されること

III. 応募方法

KDDI財団ウェブサイトに掲載の助成申請システムより申請。

★2. 目的型調査研究・諸活動助成については

「目的型調査研究」と「目的型諸活動」に申請が分かれています。

IV. 各助成プログラムについて

1. 調査研究助成
2. 目的型調査研究・諸活動助成
3. 国際会議開催助成
4. 社会的・文化的諸活動助成
5. 各プログラム共通

1. 調査研究助成

(1) 対象

ICTが拓く豊かな未来社会をテーマとし、ICTの普及・発展、グローバル化、ICTを活用した社会的課題の解決などに寄与する技術、産業、制度・法律、社会、文化、医療、まちづくりなど、広範の分野の調査、研究。

日本の大学、高専、研究機関に属する日本国籍を持つ研究者、または日本に*永住を許可されている外国人研究者。

なお、助成の申請者は、個人の場合は調査研究者本人、グループの場合は代表者とします。

ただし、通信事業者等の本来業務に該当する者は兼業含め対象外とします。

*永住許可年月日が申請時以前である証明書の写しを提出。

共同研究者に外国人が含まれる場合も同様。

(2) 助成条件

助成期間内、助成終了時に所定の報告書類を提出すること。

報告書類は「[助成申請システム](#)」より期間内にご提出ください。

(助成期間中 *1年経過毎)

「進捗状況報告書」「助成金使途明細書」

⚡ 提出期限：毎年4月末

(助成期間終了時)

「成果報告書」「助成金使途明細書」

⚡ 提出期限：助成期間終了後1ヵ月以内

助成期間と提出書類

2年未満	助成終了時	成果報告書、助成金使途明細書
2年～2年半	1年経過時	進捗状況報告書、助成金使途明細書
	助成終了時	成果報告書、助成金使途明細書
2年半～3年	1年経過時・2年経過時	進捗状況報告書、助成金使途明細書
	助成終了時	成果報告書、助成金使途明細書

*上記助成条件を満たさない場合は、全額もしくは一部を返金いただきます。

(3) 助成期間

2024年4月以降に開始され、2027年3月末日までに終了の研究となります。

(4) 助成金額および件数

1件当たり300万円まで、研究期間は1年以上3年以内とし、10件程度。

(ただし大学院生は、研究期間は1年間で100万円まで)

(5) 助成金の支払

原則、大学や研究機関への寄附とします。

(6) 審査と評価

審査では、「解決すべき社会的課題の明確さ」「解決方法」「創造される価値の具体性」「助成金の使途妥当性」を中心に、「新規分野での創造的研究」「学際研究」「グローバル研究」および「若手研究者による研究」の要素も考慮し、評価を行います。

2. 目的型調査研究・諸活動助成

(1) 対象

SDGs促進の視点に立ち、日本国内におけるデジタル・デバイドの解消に貢献する調査研究または活動。

「調査研究助成」は、日本の大学、高専、研究機関に属する日本国籍を持つ研究者、又は日本に*永住を許可されている外国人研究者。

「諸活動助成」においては、外国人が団体代表者である場合には、日本に*永住を許可されていること。

団体は非営利団体（NPO）・非政府組織（NGO）の他、法人格を持たない団体も対象。ただし、通信事業者や地方自治体、学校等の本来業務に該当するものは兼業含め対象外とします。

*永住許可年月日が申請時以前である証明書の写しを提出。

「調査研究助成」においては、共同研究者に外国人が含まれる場合も同様。

(2) 助成条件

助成期間内、助成終了時に所定の報告書類を提出すること。

報告書類は「[助成申請システム](#)」より期間内にご提出ください。

(助成期間中 *1年経過毎)

「進捗状況報告書」「助成金使途明細書」

⚡ 提出期限：毎年4月末

(助成期間終了時)

「成果報告書」「助成金使途明細書」

⚡ 提出期限：助成期間終了後1ヵ月以内

助成期間と提出書類

2年未満	助成終了時	成果報告書、助成金使途明細書
2年～2年半	1年経過時	進捗状況報告書、助成金使途明細書
	助成終了時	成果報告書、助成金使途明細書
2年半～3年	1年経過時・2年経過時	進捗状況報告書、助成金使途明細書
	助成終了時	成果報告書、助成金使途明細書

*上記助成条件を満たさない場合は、全額もしくは一部を返金いただきます。

(3) 助成期間

2024年4月以降に開始され、2027年3月末日までに終了の研究/活動となります。

(4) 助成金額および件数

1件当たり300万円まで、2件程度。研究/活動期間は、1年以上3年以内とします。

(ただし、大学院生の研究期間は1年間で100万円まで)

(5) 助成金の支払

目的型調査研究助成については、原則、大学や研究機関への寄附とします。

(6) 審査と評価

審査では、SDGsの視点から、「社会的課題と調査研究、活動の目的」「課題解決により導かれる社会への貢献」「課題をどのように解決するか」「助成金の使途妥当性」等を中心に評価を行います。

3. 国際会議開催助成

(1) 対象

ICTの普及・発展に寄与する国際会議。

ただし、通信事業者等の本来業務に該当するものは対象外とします。

(2) 助成金額および件数

1件あたり50万円までとし、8件程度。

(3) 対象期間

2024年4月から2025年6月末日までに開催される国際会議

(4) 評価

審査では、情報通信の普及・発展への寄与度、先端性等を優先評価項目とします。

定期的に開催される会議への継続的な助成は原則として行いません。

4. 社会的・文化的諸活動助成

(1) 対象

- ・情報化社会の動向に即し、ICTを通じて社会、教育、環境等の課題解決に貢献する各種の非営利団体（NPO）・非政府組織（NGO）の活動、「草の根」活動
- ・ICTを通じての地域社会の国際化の促進、ならびに開発途上国における教育、文化、生活支援等に関する活動
- ・ICTの普及・発展あるいは国際間の相互理解促進に寄与する活動や事業、ボランティア活動等

ただし、外国人が団体代表者である場合には、日本に*永住を許可されていること。

***永住許可年月日が申請時以前である証明書の写しを提出**

また、通信事業者や地方自治体等の本来業務に該当するものは兼業含め対象外とします。

(2) 助成金額および件数

1件あたり100万円までとし、3件程度。

(3) 対象期間

2024年4月から2025年6月末日までに実施される活動や事業

(4) 審査と評価

審査の際には、活動の目的や内容が、上記（1）に適合しているかどうか、その他、活動の計画性、具体性、社会への貢献度、助成金使途の妥当性などを中心に評価を行います。また、以下の点も考慮します。

- ・発足したばかりの団体の活動または新規の活動
- ・大規模な予算で多くの企業、団体、個人からの寄付を募る活動よりも、小規模で地道な活動。

4. 各プログラム共通

(1) 申請の重複等

同年度内に、当財団が実施する他の助成プログラムとの重複申請は認めません。

また、直近3年以内（2020年度以降）に当財団の助成実績（他助成プログラム含）がある研究者（グループ）への助成は、原則として行いません。

(2) 助成金の使途と剰余金の返金

- ・助成金は、助成対象期間内に実施する研究や活動の直接経費として使用ください。当該研究、活動以外への流用、充当は認めません。
申請者（共同研究者を含む。団体にあつては、その代表者および構成員を含む。）に対する給与・福利厚生費・謝礼（講演料などの名目のものも含む）や、飲食代、大学等所属機関の間接経費、一般管理費（オーバーヘッド）、団体事務所の運営費等への充当は認めません。
- ・助成金の使途については、アルバイト代、委託費、謝金等の人件費に関わる費用の合計は助成金額の3割を超えないようバランス良く計画されていることを重視します。
- ・助成期間を終了した時点で、助成金に剰余金がある場合は財団に返金いただきます。

(3) 助成の停止、取消等

計画が継続できない事情が発生した場合は、すでに給付した助成金の全額または残額を返還いただく場合があります。

(4) 連絡担当者（海外在住応募者のみ）

日本在住の共同研究者や主催団体の構成メンバーなどで、活動の実施・経理の処理について責任を分担できる方を連絡担当者とし、その方を通じて応募してください。「調査研究助成」、目的型調査研究・諸活動助成の「調査研究助成」については、原則として代表研究者とします。

(5) 選考方法等

審査委員会にて書類審査を行います。なお、審査の過程で希望の助成金額が査定されることがあります。（審査の経過等はお知らせできませんのでご了承ください。）

過去に当財団の助成金を受給された方で、当財団の規程あるいは事務局の指示に従わなかった申請者については、審査の際に考慮の対象となります。

(6) 結果通知

2024年1月下旬～2月上旬頃に通知いたします。

内定対象者（団体）で、審査の結果、内定額が助成希望額よりも少ない場合には「助成申請システム」より変更の手続きが必要となります。なお、内定額では実施できないと判断される際は、速やかに辞退をお申し出下さい。

(7) 決定

2024年3月開催の理事会にて決定いたします。

(8) 助成金等の贈呈

贈呈の詳細につきましては、決定を通知する際にお知らせいたします。

(9) その他

1. 申請書提出後の申請の取り下げ、内定通知受領後に辞退される場合には速やかにご報告願います。
2. 助成金は2024年4月以降に支払います。また、外国送金は行いませんので、予めご了承ください。
3. 応募書類は返却しません。
4. 応募書類に記入された個人情報については、法令および当財団の内部規程に則り、

- 適切に取り扱います。なお、助成対象者／団体名（調査研究助成の場合、代表研究者の氏名、所属、職位を含む）団体URL、テーマ、実施期間、助成金額、成果報告書については原則として公開とし、当財団のウェブサイトおよび広報誌上に掲載します。
5. 助成対象者については、財団が開催する会合への出席を依頼することがあります。
 6. 助成金受給決定後の事務手続き・注意事項につきましては、当財団ウェブサイトに掲載しています。
 7. 審査経過および評価結果についてのお問い合わせはお控えください。
 8. 当財団事務局より、助成対象の研究・活動の進捗状況をお伺いすることがあります。
また、当財団ウェブサイトに研究・活動に関する情報の提供をお願いすることがあります。
 9. 当財団審査委員一覧は当財団のウェブサイトに掲載しております。

公益財団法人KDDI財団 助成事務局

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー 6F

email : [grant \(at mark\) kddi-foundation.or.jp](mailto:grant(at)mark.kddi-foundation.or.jp)

※ (at mark) は@に変換してください。

*お問合せは、Eメールでお受けいたします。

(電話でのお問合せはご遠慮願います)

U R L : <https://www.kddi-foundation.or.jp/>